

士別市公共調達基本指針

平成27年4月1日施行

第1. 制定の趣旨

市が発注する建設工事等の公平・公正な契約の履行等を通して、市民の福祉向上の実現に寄与すべき公共調達の基本的なあり方を明確化するため、「士別市公共調達基本指針（以下「基本指針」という。）」を定める。

【解説・考え方】

制定の趣旨では、士別市が発注する建設工事等の入札及び契約制度において、基本的な考え方を明確に定めることで、公共調達に係る入札及び契約が適正に運用されるとともに、市民が安全、安心に働くことができる労働環境が確立されることを目的とし、この指針を定めるものです。

第2. 基本理念

市が発注する公共工事や委託業務などを遂行するための公共調達において、公正性、透明性及び競争性に基づき、より高い品質と適正な履行を確保するとともに、市民の雇用環境の安定を目指し、地域社会や地域経済の向上に寄与する機能と役割を發揮することをこの基本指針の柱に定め、これを基本理念と位置付けるものとする。

【解説・考え方】

市が発注する公共調達における公共工事や委託業務などの入札契約制度は、入札及び契約内容について公正性・透明性及び競争性に基づいて、成果品の品質や工事等の適正な履行を確保しなければなりません。

あわせて、適正な賃金や労働時間、有給休暇の取得及び社会保険等の加入など、市民が安心して働ける雇用環境の安定を目指すとともに、地域社会や地域経済の向上に寄与する機能と役割を發揮することを基本理念として定めるものです。

第3. 基本目標

【解説・考え方】

市は、次の4つの施策を柱とする基本目標を定め、展開していくものです。

1 公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の確立

市は、公共調達に対する市民、事業者の信頼を高めるため、入札参加者間の公正な競争を促進し、入札・契約等から暴力団等の介入を排除するとともに、随意契約の適正な執行や契約情報をより一層公開することにより、公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の確立に努める。

【解説・考え方】

市は、入札及び契約などの公共調達において、談合や不正行為の無い公正な競争入札を促進するとともに、土別市随意契約に関する指針に基づき、随意契約の適正な執行や入札結果などの契約情報をより一層公開することにより、市民や事業主の信頼を高め、より公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の確立に努めるものです。

2 公共調達における社会的価値の実現、品質と適正な履行の確保

市の公共調達においては、的確な積算のもとでダンピングを防止し、より高い品質と適正な履行を確保し、その履行成績の評価体制を整備するとともに、多様な入札方式を活用することにより、社会的価値の実現に努める。

【解説・考え方】

市の公共調達において、ダンピングによる低価格入札を防止するため低入札価格調査制度を清掃・警備などの業務委託にも適用させるとともに、施工中の提出書類などの点検を行なうことで品質と適正な履行を確保し、工事施行成績評定書の評定項目を整備することにより格付に反映させ企業努力を促進するものです。

また、総合評価方式やプロポーザル方式などをはじめとした、技術と経営に優れた企業が適正に評価される入札方式の推進に努めるものです。

3 地域経済の活性化と企業の育成

市は、地元企業の参入及び受注機会の拡大を図るため、競争性や合理性の確保に配慮しつつ、工事の特性に応じた発注方法の選定や工事の下請契約の適正化、資金調達の円滑化を図り、地元企業の自主的な経営努力を助長し、その育成や地域経済の活性化を図る。

【解説・考え方】

市が公共工事等を発注する上で、元請業者だけではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要であることから、下請契約の適正な執行に努めるとともに、債権譲渡の承諾手続きの活用を図り、資金調達の円滑化を図るものです。

また、工事の特性に応じた発注方法の選定を行なうとともに、地元企業の優先発注を引き続き行なうことで、企業の自主的な経営努力を助長し地域経済の活性化に努めるものです。

4 適正な労働環境の確立

市は、公共サービス基本法の主旨に基づき、工事や委託業務などに従事する者の雇用環境の整備を目指すとともに、適正な労働環境の確立に努める。

【解説・考え方】

公共サービス基本法の趣旨に基づき、労働者が安全・安心に働ける雇用環境を確立するため、労働基準法などの関係法令の遵守を促します。また、社会保険等の加入や適正な賃金の確保、健康で安全に働くことができる福利厚生条件の確保など、適正な労働環境の確立に努めるものです。

第4. 個別目標

基本目標を施策として展開するため、市の調達が役割を担うべき目標として、次のとおり個別目標を定める。

1 公平・公正で透明性の高い入札・契約制度の確立

(1) 随意契約の適正な執行

士別市随意契約に関する指針に基づき、随意契約の公正性、透明性を保持し、契約ごとに技術の特殊性、合理性、緊急性などを総合的に判断し、適正な執行に努める。

【解説・考え方】

随意契約を行う場合、地方自治法等に基づいた「随意契約に関する指針」に基づいて行っていますが、安易な一者随契を行わないなど、より厳格に判断し適正に行うものです。

(2) 暴力団等の介入の排除

士別市契約等における暴力団等排除措置要綱に基づき、士別市が発注する建設工事等及びその他の契約から暴力団等の介入を排除し、適正な入札・契約の執行に努める。

【解説・考え方】

士別市暴力団排除条例施行に伴い、契約等に関する暴力団の排除措置について、士別市契約等における暴力団排除措置要綱に基づいて適正に行うものです。

(3) 契約情報の公開

公平・公正で透明性の高い入札・契約制度を確立するため、より一層の契約情報の公開に努める。

【解説・考え方】

契約情報の公開は、ホームページ及び情報公開コーナーで公表していますが、さらに詳細な項目を記載した入札執行記録等の公表を行うものです。

(4) 設計変更の適切な運用

工事請負契約の設計変更を行う際には、変更内容の明確化や透明性の向上を図るため、対象事項などの基準を策定し、契約変更手続きの公正性の確保を図る。

【解説・考え方】

設計変更を行う場合、道の基準に準じて行っていますが、変更内容を明確にするとともに、契約変更手続きの公正性、透明性を図るため、市でも設計変更の基準（ガイドライン）を策定するものです。

(5) 予定価格の公表方法

総合評価方式等を含む多様な入札方式の実施にあたっては、円滑な入札執行に資する公表方法の設定を図る。

【解説・考え方】

一般工事などについては予定価格を事後公表で行っていますが、入札不調等も相次いでいることから、総合評価方式等を含む多様な入札方式において、事前公表も含め公表するものです。

2 公共調達における社会的価値の実現、品質と適正な履行の確保

(1) ダンピング対策の強化

適正な履行の確保、下請業者や労働者への不当なしわ寄せなどの防止等を目的に実施している低入札価格調査制度の拡充に努める。

【解説・考え方】

低価格入札で下請業者や労働者への不当なしわ寄せを防止するため、工事のみ（解体除く）規定している低入札価格調査制度について、清掃警備等の委託業務にも適用するものです。

(2) 施工体制の把握、工事施行成績評定の反映

より高い品質の確保と適正な履行を目的とし、工事の工程管理、検査や引き渡しの適正な執行を図るとともに、工事施行成績評定書の評価項目などを入札参加資格基準の格付等に反映させることにより企業努力を促し、公正な評定手続きの確立に努める。

【解説・考え方】

工事の品質と適正な履行を確保するうえで、工事の管理体制、検査や書類等の点検をより厳格に行うとともに、工事施行成績評定書の評価項目を整備し、入札参加資格基準の格付に反映させることにより、公正な評定手続きを行うものです。

(3) 入札参加資格による格付の見直し

発注工事に応じて、施工能力を的確に反映した基準を設定し、適格業者を明確にするため、社会保険加入要件を含めた入札参加資格基準要件の審査項目や付与基準の整備を図る。

【解説・考え方】

発注工事に適合する適格業者を明確にするため、社会保険加入要件を含めた入札参加資格基準要件の審査項目や付与基準を精査し、入札に参加する業者を的確に判断する基準を整備するものです。

(4) 社会的価値等の評価項目の拡充

社会貢献への姿勢を積極的に評価するとともに、障がい者の雇用や環境配慮、男女共同参画への取り組み、災害時における活動など、社会的価値の評価項目を明確にすることにより、企業努力の促進に努める。

【解説・考え方】

社会貢献や障がい者の雇用、環境配慮、防災協定など、現在も格付の付与基準としている項目に加え、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業など、社会的価値の評価項目を明確にし、格付に反映させることで企業努力の促進を促すものです。

(5) 多様な入札方式の導入

総合評価方式やプロポーザル方式など、価格以外の要素も総合的に評価・判断することによる入札方式については、制度の趣旨を踏まえたうえで、評価項目の公平性・公正性の確保と評価体制の充実を図るとともに、技術と経営に優れた企業が適正に評価される入札方式の導入に努める。

【解説・考え方】

総合評価方式やプロポーザル方式など制度の趣旨を踏まえたうえで評価項目の評価体制を充実させるとともに、工事の特性に応じ、企業が適正に評価され継続的な経営環境を維持できるような入札方式の導入を行うものです。

(6) 公共工事及び業務委託における予定価格等の適正な設定

労務単価や資材単価の変動など、経済状況の変化による入札不調の防止や労働者の適正な賃金の確保を図るため、適正な工期、予定価格等の設定に努める。

【解説・考え方】

労務単価の上昇や資材単価の高騰など、経済状況の変化による入札不調の防止や、労働者の賃金の確保を図るため、最新単価を使用し適正な積算を行うとともに、資材や重機を確保する期間も含めた適正な工期の設定を図るものです。

3 地域経済の活性化と企業の育成

(1) 下請契約の適正化

元請けと下請けとの関係において、負うべき役割と責任を明確にし、適正な履行体制を確保するため、その請負状況を的確に把握し、下請契約に関する手続きの適正化に努める。

【解説・考え方】

工事の適正な施工を確保するためには、元請と下請の適正な施工体制が確保されていることが重要であるため、元請と下請の契約状況などを把握するとともに、下請代金の支払いについても適正に行われるよう書類等で確認を行うものです。

(2) 発注方法と雇用の確保

工事の性質や受注者側の体制、地域状況を踏まえ、適切な発注ロットの設定、分離分割発注、複数年契約、地域維持型契約など、事業の特性に応じた適正な発注に努めるとともに、地元企業の育成を促すことで雇用の安定に努める。

【解説・考え方】

工事において適用される発注方法は多様であり、工事の性質に応じた発注を行うことで、地元企業の育成を促し雇用の安定に努めるものです。

(3) 資金調達の円滑化

前払金制度の活用や工事請負代金の支払い手続きの迅速化に努めるとともに、工事請負代金債権の債権譲渡を承諾することにより、資金調達の手法の拡大や円滑化を図る。

【解説・考え方】

前払金や請負代金の支払いの迅速化に努めるとともに、すでに施行している完成工事代金の流動化等、債権譲渡の承諾手続きの活用を図るものです。

(4) 地元優先発注と競争性の確保

地域経済の活性化と地元企業の育成に向けて、引き続き地元企業に対する優先発注に努めるとともに、企業間の競争性を維持することにより、安全で質の高い工事の確保を図る。

【解説・考え方】

現在も市内優先発注を行っていますが、引き続き地元企業の優先発注を行うとともに、指名競争入札の競争性を担保することにより、質の高い工事を確保するものです。

4 適正な労働環境の確立

(1) 社会保険等の加入促進

労働者の福祉向上を図るため、雇用保険、健康保険や建設業退職金共済制度及び中小企業退職共済制度等の加入促進を図る。

【解説・考え方】

地元労働者の福祉向上を目指し、下請業者を含め社会保険や建設業退職金共済制度、中小企業退職共済制度の加入を入札参加資格の条件とするものです。

(2) 労働環境等の整備

最低賃金や労働関係法令の遵守を促し、労働者が安全・安心に働くことができるよう、賃金の実態についても適宜把握を行なうなど、働きやすい労働環境の維持、確保に努める。

【解説・考え方】

労働基準法に基づく労働時間、有給休暇取得や福利厚生の条件を確保するとともに、適正な賃金が支払われるよう実態調査等を引き続き行うことで、働きやすい労働環境の確保に努めるものです。